

長久手市立小中学校教職員安全衛生管理に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の趣旨に基づく職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進するための安全衛生管理体制の整備について、必要な事項を定めるものとする。

（教育委員会の責務）

第2条 教育委員会は、快適な職場環境の実現を通じて、職員の安全と健康を確保するよう努めるものとする。

（職員の責務）

第3条 職員は、教育委員会及びこの要綱により置かれる総括安全衛生管理者等が、法令及びこの要綱に基づいて講ずる職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に協力するよう努めなければならない。

（総括安全衛生管理者等）

第4条 職員の安全及び衛生を管理するため次の各号に掲げる者を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

- （1）総括安全衛生管理者 教育部長の職にある者
- （2）総括安全衛生副管理者 教育部次長の職にある者
- （3）安全衛生管理者 小中学校の校長の職にある者
- （4）衛生推進者 校長が指名する者

（総括安全衛生管理者等の職務）

第5条 前条各号に掲げる者の職務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）総括安全衛生管理者 安全衛生管理者を指揮し、職員の安全及び衛生に関する業務を総括管理する。
- （2）総括安全衛生副管理者 総括安全衛生管理者を補佐し、総括安全衛生管理者が職務を行うことができないときは、その職務を代理する。
- （3）安全衛生管理者 衛生推進者を指揮し、次の業務を管理する。
 - ア 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
 - イ 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
 - ウ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - エ 業務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、業務災害を防止するために必要な措置に関すること。
- （4）衛生推進者 安全衛生管理者の指揮に従い、前号に掲げる業務のうち衛生に係るものを行う。

（総括衛生委員会の設置）

第6条 職員の安全及び衛生に関する重要な事項について調査審議するため、教育委員会に総括衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第7条 委員会は、委員長及び委員をもって8人以内で組織する。

- 2 委員長は総括安全衛生管理者をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、次の者をもって構成する。
 - (1) 総括安全衛生副管理者
 - (2) 安全衛生管理者のうちから教育委員会が指名した者
 - (3) 衛生推進者のうちから教育委員会が指名した者
 - (4) 職員で衛生に関し経験を有するもののうちから教育委員会が指名した者
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第8条 委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 業務災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関する重要事項。

(委員会の運営)

第9条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員会は、過半数の委員が出席しなければ開催することができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 この条に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。